

組閣の法理の新傾向

—内閣総理大臣の指名の「議決」再考—

近 藤 敦

- 一 問題提起
- 二 首相指名の類型論
 - 1 イギリスの信任推定
 - 2 フランスの信任投票
 - 3 ドイツの選挙
 - 4 アイルランドの表決
 - 5 スウェーデンの容認投票
- 三 日本の「議決」をめぐる学説整理
- 四 組閣の合理化の展望

一 問題提起

これまで、1党が絶対多数の議席を確保することに慣れてしまっている日本では、組閣の憲法問題についての研究は、諸外国に比べ立ち後れた状況にある。ヨーロッパ大陸諸国では、絶対多数政党の存在はむしろ珍しく、組閣の困難な内閣危機を何度も経験しながら、組閣手続きの改良を積み重ねつつある。つい、先頃まで、フランスでは、社会党少数派内閣が長期政権を維持しており、北欧では、二大ブロックによる政権交代が原則として少数派内閣をもたらす伝統がある。アイルランドでは、近年、首相の指名投票が可否同数となったため、議長の決裁権行使のあり方が問題となっている。組閣の研究が盛んな点では、イギリスも例外ではない。二大政党制

のモデルといっても、完全な二党制ではないので、総選挙の結果、下院の絶対多数を有する政党が存在しない「未決定な議会 (hung Parliament)」がときに生じる。このとき、組閣をどうするかは、今日の憲法学の重大問題とされている⁽¹⁾。絶対多数の議席を有するグループがあり、その公認のリーダーがいさえすれば、首相の指名は一義的に定まるので、難しい憲法問題を生じることはない。そこで、問題を総選挙が首相を決定することなく、連立多数派内閣も望めない場合の組閣手続きにしぼって、本稿では検討することにする。

選挙制度の改革いかんでは、日本でも「未決定な議会」に対処する必要がある。この問題の解明には、いわゆる55年体制以前の実務と議論が乏しいので、比較憲法的考察が有用である。諸外国において、組閣の法理を解明する手がかりは、「信任」という不思議な言葉の中にある。信任には、二つの基準がある。歴史的には、君主が大臣を任命し、議会の「多数が反対しないこと」が、消極的な信任、すなわち《容認》の基準であった。その後、議会の「多数が賛成すること」を今一つの積極的な《信任》の基準に加えた国では、この二つの基準をどう調整するかということが、「議院内閣制の合理化 (rationalisation du régime parlementaire)」の新たな重要問題となっている。ロボ (P. Lauvaux) によれば、第二次世界大戦後の第二次合理化運動にあっては、政府の安定のために〈単純多数〉とは違った組閣と倒閣の要件が定められる新傾向がみられる⁽²⁾。これまで日本国憲法の解釈では、倒閣と解散の関係に着目する責任または均衡という本質論議が中心であった。組閣については、首相を議会が選挙することを議院内閣制の合理化と呼ぶ第一次合理化運動の地平にあり⁽³⁾、もっぱら『議決』を『選挙』と解釈できるかという論点にとどまる。いわば、組閣と倒閣の相関関係といった新しい視点がなおざりにされてきたように思われる。

このため、「信任と不信任のパラドックス」とでも呼ぶべき問題がある。たとえば、衆議院の250名の賛成を得て再選された首相が、ただちに252名の反対により不信任される可能性がある。というのも、この252名のうち、240名は別の候補を擁立し、決選投票で負けたとしよう。一方、残りの12名は、別の候補なら、容認するが、首相の再選には、反対するとして、指名投票では「白票」⁽⁴⁾を投じ、その後の不信任決議に参加する場合もあるからである。1948年の参議院の事例⁽⁵⁾を衆議院に応用するとこの問題が生じる。しかも二大政党ないしは二大ブロック間の政権交代に際して、諸外国では珍しくない「未決定な議会」を想定すると、どうも67条の『議決』の解釈には、未解決の問題が残っているように思われる。かねてより、69条の信任決議案と不信任決議案において白票その他をともに反対票と同じに扱うことは、議案の出し方次第で結果に違いが生じ「不合理」だとする批判がある⁽⁶⁾。これは、もともと、56条が議決の要件を「出席議員の過半数」としていることに原因があり、信任と不信任との二律背反の躓きの石となる。この通常の議決要件は、比較憲法的にみても異例であり⁽⁷⁾、ここで扱う諸外国はすべて〈単純多数〉である。一方、組閣や倒閣の要件は、白票その他を計算から除く古典的な議院内閣制から計算に工夫をこらす最近の合理化された議院内閣制まで幅がある。そこで、あくまでも古典的なモデルにひきつけるか、日本流の合理化された議院内閣制を再構成するか、いずれにせよ、信任と不信任のパラドックスを解消するために、議決と組閣と倒閣の体系解釈について一度、検討しておく必要がある。そもそも、理に合うように変える、合理化とは、まずもって、体系だった論理的説明を可能にすることにあり、それが民主化の要請から議会の権限を高める第一次の特徴をもつ場合もあれば、民主化の完成後、民意の多元化から内閣の安定を導く第二次の傾向をもつこともあり、その内容は多くのものを含みうる。

そして、議院内閣制をどう定義するかは、国により、論者により、分かれており、本稿は、スウェーデンで一般的な定義に従い、内閣が議会の「信任 (förtroende)」または「容認 (toleras)」を享受する制度と広く理解するものである⁽⁸⁾。そのうえで、信任の基準に基づく「積極的議院内閣制 (positiv parlamentarism)」と容認の基準に基づく「消極的議院内閣制 (passiv parlamentarism)」とを区別する分析枠組みをさらに発展させた5つの類型論により、組閣の法理を検討する視座をまずは、確認する。ついで、日本の「議決」の解釈に関する学説を体系的に整理し、最後に、さらなる組閣の合理化について展望しようと思う。

註

- (1) R. Brazier, *Constitutional Practice*, 1988, pp. 8, 23-24.
- (2) P. Lauvaux, *Parlementarisme rationalisé et stabilité du pouvoir exécutif*, 1988, pp. 7, 9, 15-17. 「有効投票の過半数」である〈単純多数〉よりも厳しい「議員総数の過半数」である〈絶対多数〉の反対を一般に倒閣要件とし、組閣要件は様々であるが、複数の候補のうちの「最大数」である〈相対多数〉の選挙でよいとするドイツでは、建設的不信任投票と組み合わせられている。
- (3) 「議会優位型」と特徴づけるものとして、樋口陽一『憲法』(創文社, 1992年) 351頁以下。「議会支配制」と呼ぶものとして、小島和司『憲法概説』(良書普及会, 1987年) 458頁以下。
- (4) 日本の記名投票の実務では、白票は、誤記と同じく無効票と扱われ、議場において投票しないことが、棄権となり、議場外にすることが欠席となる。ドイツでは白票は棄権票と扱われ、誤記や補足・留保を付した無効票と区別される。フランスやスウェーデンでは、押しボタン式で、棄権票のボタンがある。イギリスやアイルランドの分列表決でも、白票は問題とならず、棄権者は賛成、反対のロビーに出ることなく、議場に残る。
- (5) 朝日新聞1948年2月22日号1面。第二回国会参議院での指名投票(吉田茂101: 芦田均99: 他の6人は11から1: 白票1)の結果、いずれも投票総数218の過半数に達しなかった。ついで、決選投票(吉田茂104: 芦田均102: 白票7: 無効3)の結果、吉田が「指名される者」となり、議長が起立採決を求めたところ、異議が出た。そこで、記名投票による異議の採決についての表決(異議あり113: 異議なし105)の

結果、先程の白票その他が吉田指名の反対に回ったため、首相候補が否決される事態になり、紛糾した。

- (6) 清水睦「議院の意思決定手続」(清宮四郎・佐藤功編『憲法講座 3』(有斐閣, 1964年) 77頁。
- (7) 今村成和「多数決と白票」北海道大学法学会論集10巻合併号(1960年) 19頁以下, 稲田正次「憲法第五六条第二項の定める出席議員の過半数の議決の原則について」(清宮博士退職記念『憲法の諸問題』(有斐閣, 1963年) 418頁以下。
- (8) O. Nyman, *Parlamentarismen i Sverige*, 1965, p. 7.; Justitiedepartementet, “Ny regeringsform. Ny riksdagsordning”, *Statens offentliga utredningar*, vol. 15, 1972, p. 93.(以下, SOU 1972: 15と略す)。この定義は今日のドイツでも一般的である。H.-P. Schneider/W. Zeh, “Koalitionen, Kanzlerwahl und Kabinettsbildung”, in: H.-P. Schneider/W. Zeh eds., *Parlamentsrecht und Parlamentspraxis in der Bundesrepublik Deutschland*, 1989, p. 1297. なお, 議院内閣制の定義については, 拙稿, 「ヨーロッパにおける議院内閣制の展開」九大法学60号(1990年) 318頁以下。

二 首相指名の類型論

これまでの議院内閣制研究が首相の指名という組閣の中心問題を検討する際に考慮してきたのは、憲法典および憲法習律による国家元首と議会の役割を中心とした類型論にあった。

かつて、第一次世界大戦後、カピタン (R. Capitant) にあっては、国家元首の役割の弱体化に応じて、国家元首と議会に対し二重の責任を負う「二元型」から、議会に対してのみ責任を負う「一元型」へ、さらには「無元首型」を経て、議院内閣制は消滅し、議会統治制へとつながる発展法則が考えられていた⁽¹⁾。しかし、彼自身、その後、大統領が自ら首相を任命し、議会を解散する二元型のフランス第五共和制を構想したように、君主を不要とする民主化の要請は、公選の大統領を備えた新たな「二元型」の回路

を見いだしている。したがって、首相の指名の問題は単純な図式化では、今日、把握できなくなっている。

また、この三分類と基本的発想を同じくする二分法をミルキヌ・ゲツェヴィッチ (B. Mirkine-Guetzévich) は用いた⁽²⁾。まず、内閣の対議会責任を特徴とする「古典的な議院内閣制 (parlementarisme classique)」においても、国家元首は完全な自由をもたず、議会多数派から生じる内閣を任命するにすぎない。ついで、議院内閣制の手続きを憲法典に編入する「合理化された議院内閣制 (parlementarisme rationarisé)」にあつては、議会が首相や内閣を任命する法的な定式を有するとされる。たしかに、第一次世界大戦後、普通選挙に伴う民主化の要請から、旧体制につながる行政権よりも立法権の優越が目標とされた。この議院内閣制の第一次合理化運動の時代にあつては、議会の『選挙』で首相や内閣を選ぶ憲法が議会統治制のアナロジーとして出現するも、ほとんどが短命に終わった。

他方、この時代に、スウェーデンでは、民意の多元化から、明確な議会多数派が存在しなかった。そこで、議会の側からの消極的な信任に基づく少数派議院内閣制の場合に、ブリューゼヴィッツ (A. Brusewitz) は「消極的議院内閣制」と呼び、多数派議院内閣制たる「積極的議院内閣制」と区別する二分法を提唱した⁽³⁾。のちに、この制度的メルクマールは、議会の役割に着目し、たんに消極的な対議会責任としての不信任投票に限らず、組閣の際の積極的な対議会責任としての信任投票をも備えているかどうかの問題となる。そして、積極的議院内閣制諸国の困難な経験を調査した結果、1974年の統治法は、首相選出原理を列挙することなく、消極的信任投票手続きのみを定めるに至ったのである⁽⁴⁾。

今日の議院内閣制研究が首相の指名という組閣の中心問題を検討する際には、バイメ (K. v. Beyme) をはじめ⁽⁵⁾、つぎの三分法が一般的である。

第一に、議会の関与なしに国家元首が首相を任命する国と、第二に、国家元首の指名と議会の信任投票とを結合させた国と、第三に、議会だけが選ぶ国にそれぞれ分かれている。そして、コリアール(J.-C. Colliard)によれば⁽⁶⁾、西欧を中心とした主要な20ヶ国のうちで、最後のタイプに、日本とアイルランドとスウェーデンが挙げられており、他は、すべて第一ないしは第二のタイプに属する。しかし、この類型は第三のタイプにおける『選挙』と『表決』と『容認投票』といった質的差異を捨象しており、いまだ、十分なものとは言えない。

そこで、さらに細かく議会の役割に応じて憲法規範を分析すると、首相を選ぶに際して、五通りの類別が可能となる。

註

- (1) R. Capitant, “Les transformations du parlementarisme, Régimes parlementaires, Mélanges Carré de Malberg, 1933”, in : J. -P. Morelou comp., René Capitant *Écrits constitutionnels*, 1982, pp. 238, 242-244.
- (2) B. Mirkine-Guetzévich, *Les nouvelles tendances du droit constitutionnel*, 1936, pp. 7, 14-18, 172. これらは、ドイツのラントを除けば、以前の体制を壊すことで一致できても、現行の憲法体制を担う明確な議会多数派が創出できず、オーストリアのように改正される運命にあった。E. Holmberg / N. Stjernquist, *Vår författning*, 1988, p. 114. 議長が組閣人となるエストニアも構想倒れに終わっており、今日のスウェーデンとは無関係である。
- (3) A. Brusewitz, “Vad menas med parlamentarism”, *Statsvetenskaplig Tidskrift*, 1929 N. F., pp. 327-328.
- (4) F. Sterzel, *Parlamentarismen i författningen*, 1983, pp. 41-42, 78-79.
- (5) K. v. Beyme, *Die parlamentarischen Regierungssysteme in Europa*, 1970, pp. 502-521.; P. Ardant, *Le Premier Ministre en France*, 1991, p. 22.
- (6) J. -C. Colliard, *Les régimes parlementaires contemporains*, 1978, pp. 48-52.

1 イギリスの信任推定

第一に、国家元首が一方的に首相を任命する、イギリスのタイプがある。英連邦諸国やフランス第五共和制など多くの国がこのタイプに属する。日本国憲法69条にあるような明示の不信任が表明されない限り、君主の任命した首相への議会の信任が推定されるので、これを「信任推定型の消極的議院内閣制」と呼ぶことにする。イギリスは、憲法典がないため、首相の指名は、習律や学説に依拠することになる。総選挙で与党が勝利し、議員総数の過半数、すなわち絶対多数を維持した場合、首相は、女王と会うことなくそのまま政権を維持する。野党第一党が勝利し、絶対多数の議席を獲得したならば、女王に辞職を表明しその党首を後任者に推薦する。この習律は、二党制と党首選出手続きの賜である。しかし、現実には純粹な二党制ではないので、絶対多数政党が存在しない場合もある⁽¹⁾。その際、この国の政治文化としては、第三党との連立内閣は、危機の時代の産物であり⁽²⁾、比例代表制への改革を嫌う二大政党制の伝統が、第三党以下の「黙認 (tacit support)」に支えられた少数派内閣をつくることになる⁽³⁾。ジェニングス (I. Jennings) によれば⁽⁴⁾、内閣が議会または選挙で敗北した場合、君主は野党党首を召喚すべきであるというのが承認されたルールと考えられてきた。この習律の背景には、政府が選挙民に対して政策の支持を訴えて多数派を確保すべきであるとする「マンデイト理論 (mandate doctrine)」がある。しかし、ボグダノール (V. Bogdanor) が言うように⁽⁵⁾、総選挙後、〈絶対多数〉を失っても、与党が第一党の場合には、「敗北」かどうかは不明である。たしかに、日本国憲法70条とは違って、総選挙後に内閣は総辞職する義務がイギリスではない。そこで、首相は、合理的な期間内に議会での「信任」を享受できるであろう他党との連立を模索し、政権を維持する可能性がある。実際、1974年3月に保守党のヒース (E. Heath) は、比例

代表制を望む自由党との連立のため、選挙制度改革を考える「議長協議会 (Speaker's Conference)」を提案し、辞職をためらった⁽⁶⁾。このことは違憲のおそれがあるとの批判もあるが、自由党その他の意思を確認しておかないと、つぎに労働党内閣が組閣後ただちに不信任されることも想定される⁽⁷⁾。この失敗したヒースの事例があるとはいえ、1929年以来、イギリスの政治文化としては、選挙で負けた首相は、潔く野に下る方を選んでいる。このことは、フェアプレイの精神だけで説明されるものではなく、与野党の彼への敵愾心によるとブレイジア (R. Brazier) はいう⁽⁸⁾。たとえば、1924年に、258議席の保守党の首相が女王の開会演説に対する不信任動議により⁽⁹⁾、191議席の労働党に政権を譲らなければならなかった。いわば、議席の静的な量よりも特定の政策を争点とした得票増加率から民意の質的な変化を汲み取る政権交代には、消極的議院内閣制がよりよく適応するようと思われる。もし、このとき、日本のように、『決選投票』で現職の首相が相対多数の票を得て再選されたとしても、ただちに不信任されかねない。要は、組閣においては、反対しない数が反対する数よりも多いときに充足される《容認》の基準が重要であることをイギリスの習律は教えてくれる。

註

- (1) D. Butler, *Governing Without a Majority, Dilemmas for Hung Parliaments in Britain*, 1983, pp. 15, 36-37.
- (2) G. Breckenridge, "Continuity and Change in Britain", in: S.B. Wolinetz ed., *Parties and Party Systems in Liberal Democracies*, 1988, p. 203.
- (3) R. Brazier, *Constitutional Texts*, 1990, p. 65.
- (4) I. Jennings, *Cabinet Government*, 3rd ed., 1959, pp. 32, 504.
- (5) V. Bogdanor, *Multi-party Politics and the Constitution*, 1983, pp. 88-89.
- (6) J. G. Griffith / M. Ryle, *Parliament*, 1989, p. 19. このとき、40%にも満たないながら、得票率では保守党が第一党であることがヒースの言い分であり、議席率では第二党となるというような、小選挙区相対多数代表制のもつ欠点が、組閣の問題を

いっそう複雑にしている。A.M.Carstairs, *A Short History of Electoral Systems in Western Europe*, 1980, p.199.

(7) V. Bogdanor, *op.cit.*, p. 111.

(8) R. Brazier, “Choosing a Prime Minister”, *Public Law*, 1982, p.417.

(9) H. C. Deb., 21 Jan. 1924, col. 682.

2 フランスの信任投票

第二に、国家元首が議会の信任表明を必要とする首相を選ぶ、フランス第四共和制のタイプがある。これには、イタリアその他の若干の国が属する。大統領の指名した首相候補への『信任投票』が義務である点、「信任投票型の積極的議院内閣制」といえる。しかも、当初、第四共和国憲法45条所定の〈絶対多数〉という厳しい組閣の要件は、信任投票を首相と議会多数派との間に結ばれる「立法期契約(*contrat de législature*)」とみなし、議員に任期を通して倒閣を思いとどまらせようとする構想によるものである⁽¹⁾。しかし、予期に反して、信任された内閣は、連立による異質な多数派である⁽²⁾。しばしば、綱領の様々な点で一致を欠く、呉越同舟の内閣は、閣内分裂にいたる⁽³⁾。しかも、積極的な信任投票の可決と消極的な「問責質問(*interpellation*)」に伴う不信任決議の否決といった、いわゆる「二重の信任投票(*double investiture*)」の欠陥が問題となった⁽⁴⁾。というのも、第三共和制以来の伝統から⁽⁵⁾、首相は、国民議会で政府綱領をかかげ、個人的に信任された後も、慣行として、首相の選ぶ閣僚人事につき、再度の〈絶対多数〉による信任投票が必要とされたからである。このため、前足で信任のハードルを越えたものの、二度目の信任投票で後ろ足をとられ、倒れたり、1953年には、〈単純多数〉に達しながら、立て続けに4人の首相が〈絶対多数〉の信任に失敗したこともあって、翌年、憲法が改正され、閣僚人事も含む一度の〈単純多数〉で決する信任投票で済むようにした⁽⁶⁾。しかし、〈絶対多数〉を倒閣の要件とした合理化の処方もむなしく、憲法上の正

式の信任発議に拠らず、法案を議会が可決しなければ総辞職することを声明する「疑似信任発議 (pseudo-question de confiance)」や信任対象法案の否決に伴う倒閣をその後も繰り返し⁽⁷⁾、ついに、第四共和制の命運は尽きた。そもそも、第四共和制の政党構造は、イギリス、ドイツ、アイルランド、スウェーデンに加えて、不十分ながら日本のように、公認の党首選出ルールを備えた「厳格な構造 (structuration rigide)」ではなく、明確な議会多数派が存在しないのに加えて、政党規律が弱いため、国家元首が首相の指名にたいして若干の役割を果たす「柔軟な構造 (structuration souple)」といわれる⁽⁸⁾。そして、11年間に21もの政権が変わりつつも、多くは、同じ人物が大臣の職をたらい回しにし、数合わせのための権謀術数を繰り広げた理由は、〈絶対多数〉を信任の要件とした憲法規定にもある。そこで、第五共和制においては、〈単純多数〉による信任投票を必要とする少数説もあるものの⁽⁹⁾、野党側が「絶対多数」で不信任の反証をしない限り、信任が推定されると一般に解されている。この信任と不信任の「拳証責任の転換 (renversement de la charge de la preuve)」の実務が⁽¹⁰⁾、二大ブロックによる政権交代のシステムを今日もたらしめている。したがって、政権の安定にとっては、組閣と倒閣が整合性をもつことが好ましいことをフランスの経験は教えてくれる。

註

- (1) P. Lauvaux, *op.cit.*, p. 21.
- (2) M. H. Isaia, “L’instabilité ministérielle”, in : Université de Nice, *La quatrième république*, 1978, pp. 122-123.
- (3) M. Merle, “L’instabilité ministérielle” , *Revue de droit public*, 1951, p. 406. (以下, R.D.P.と略す)。; S. Rials, *Le premier ministre*, 2nd ed., 1985, pp. 56-57.
- (4) P. Ardant, *Institutions politique & droit constitutionnel*, 3rd ed., 1991, p. 434.
- (5) E. Blamont, “La revision de la Constitution” , R.D.P. 1953, p. 419.

- (6) E. Haniel, *Regierungsbildung und Regierungskrisen in der Verfassungs-entwicklung der französischen Vierten Republik*, 1961, p. 95.
- (7) M.Lascombe, “Le Premier Ministre, Clef de vote des Institutions ? L'article 49, alinéa 3 et les autres...” , R.D.P. 1981, pp.112-113. ; S. Gelingny, “La question de confiance sous la IV^e République” , R.D.P. 1952, p. 728.
- (8) J.-C. Colliard, “La designation du Premier Ministre en regime parlementaire” , in : R.Pichon/R. Durand-Auzias, *Mélanges Georges Burdeau*, 1977, p. 113.
- (9) G. Mollet, *Quinze ans après*, 1973, p. 123. 憲法制定史をひもとくと、憲法49条1項所定の綱領または一般政策の表明に関し、首相は政府の責任を「かけることができる」とあったのを、現行規定が「かける」と変えたことは、組閣の際の信任投票を強制する意味をもつという。また、国民議会議事規則65条4項により、記名投票で行われるこの表決は、同149条8項により、〈単純多数〉である。
- (10) P. Lauvaux, *op.cit.*, p. 51. ; D.Maus, *Les grands textes de la pratique institutionnelle V^e République*, 1990, p. 165. 当初、組閣の際に信任投票をしていたが、大統領が公選されるようになってからは、しないこともある。J.-C.Colliard, “La Constitution de 1958, articles 49, 50, et 51” , in : F.Luchaire, G.Conac, *La Constitution française*, 1980, p. 984. 実際、1967年のポンピドー第四次内閣は、もし、この信任投票をしていれば、信任のハードルを越えなかったであろうといわれている。

3 ドイツの選挙

第三に、国家元首が信任の議決を必要とする首相を選ぶものの、議会は自らの指名によりこの人物にとって代えることができるのは、ドイツである。ヴァイマル共和国議会は、当初、〈単純多数〉で「信任(Vertrauen)」を表明したり⁽¹⁾、政府の施政方針演説への動議を「承認(Billigung)」していた⁽²⁾。しかし、末期には、それすらも省略し⁽³⁾、大統領の信任に依拠する大統領内閣が、議会と敵対する「闘争内閣(Kampfgregierung)」となる⁽⁴⁾。この経験から、基本法63条は、『信任投票』が成立しない場合には、議会の『選挙』で選べる、両方の手続きを備えた制度をもつ。いわば、「信任投票&選挙型の積極的議院内閣制」といえよう⁽⁵⁾。そして、連邦議会議員の過半数、すなわち〈絶対多数〉が組閣の第一原理である。しかし、〈相対多数〉

が、組閣の第二原理となり、ここが日本の『決選投票』との比較で重要なところである。賛成が反対よりも上回ることを要求する〈単純多数〉⁽⁶⁾と比べ、〈相対多数〉の『選挙』の場合、反対でのみ一致し、新たに組閣することのできない「破壊的多数派」から少数派内閣を守る必要が大きい⁽⁷⁾。そこで、単に〈絶対多数〉を倒閣要件とするだけでなく、いわば、「不信任投票と後継者選挙の結合」⁽⁸⁾という「倒閣と組閣の結合」⁽⁹⁾による合理化の方法が選ばれたのである。そして、〈相対多数〉の信任にあっても、同時に不信任される論理的矛盾が後継宰相の指名を伴うといった、いわゆる「建設的不信任投票 (konstruktives Mißtrauensvotum)」との組み合わせにおいて回避されることをドイツの憲法構造は教えてくれる。

註

- (1) F. Poetzch-Heffter, "Vom Staatsleben unter der Waimarer Verfassung", *Jahrbuch des öffentlichen Rechts*, vol. 17, 1929, p. 105. 「信任」の概念定義については、拙稿「議会の解散」九大法学55号(1988年)77頁。
- (2) C. Schmitt, *Verfassungslehre*, 1928, p. 343-344. 信任の表示も不信任の表示も含まれていない「承認」とは、議会多数派の「信任」ではなく、「容認 (Duldung)」に基づくことを可能にする。
- (3) E. Brandt, *Die Bedeutung parlamentarischer Vertrauensregelungen*, 1981, p. 31.
- (4) H. Steiger, *Organisatorische Grundlagen des parlamentarischen Regierungssystem*, 1973, p. 249.
- (5) R. Herzog in: Th. Maunz/G. Dürig, *Grundgesetz Kommentar*, 1983, Art. 63, Rdnr. 26. (以下, R. Herzog(1983)と略す)。厳密には、一度目は大統領の指名した候補者の可否を問う『表決 (Abstimmung)』であり、二度目から、提案された候補者の名前を書く、本来の『選挙 (Wahl)』といえる。
- (6) H. Trossmann, *Parlamentsrecht*, 1977, p. 353. 通常の法案の『議決』の要件は、連邦議会議事規則54条2項により、「単純多数 (einfache Mehrheit)」であり、同じことを基本法42条2項は、「投票の過半数 (Mehrheit der abgegebenen Stimmen)」と定めている。W. Jellinek, "Kabinettsfrage und Gesetzgebungsnotstand nach dem Bonner Grundgesetz", *Veröffentlichungen der Vereinigung der Deutschen Staatsrechtslehrer* vol. 8, 1950, p.7. (以下, VVDStRLと略す)。これは、ヴァイマ

- ール共和国議会議事規則100条により、棄権と無効票は定足数の確認では計算するが、過半数の算定の場合は数に入れない伝統を踏襲するものである。H. Ritzel/J. Bücker, *Handbuch für die parlamentarische Praxis*, 1985, § 2-4. 何も書かない用紙を投票することによって、投票を「棄権」する意思を表明する慣行が議会で形成されてきたので、「無効票」とは提案されていない候補者への投票、選挙人の意思が明確に認識できない投票、および許容されない補足や留保を付す投票のみをさす。
- (7) M. Langnet, *Recht und Praxis der Regierungsbildung im Bund*, 1969, p. 67.
- (8) H. Schneider, *VVDStRL8* (1950), p. 28.
- (9) E. Brandt, *Vertrauenserfordernis, Misstrauensvotum und parlamentarisches Regierungssystem*, 1979, p. 115.

4 アイルランドの表決

第四に、国家元首が議会の指名に基づいて首相を任命する、アイルランドがある。ここでの大統領は、日本の天皇のように議会の指名した首相を形式的に任命するだけである。日本では『選挙』と読み換えるのに対し、アイルランドでは、〈単純多数〉による『表決 (vote)』であり⁽¹⁾、ここに本来の「議決型の積極的議院内閣制」のモデルがある。1937年に、イギリス連邦から脱退し、現行のアイルランド共和国憲法がつくられた経緯から、イギリスの議院内閣制を成文化したような特徴をもつ⁽²⁾。しかし、選挙制度が、3人から5人中選挙区制による「単記委譲式 (single transferable vote)」といわれる比例代表制にあっては、どの政党も絶対多数を獲得することが困難である⁽³⁾。また、政党にとっては票を委譲する連立の合意が選挙以前になされやすく、大統領が指名権をもたないため、政党間の自由な組閣交渉が憲法構造上の特性である⁽⁴⁾。しかも、政党よりも個人に重きを置く政治風土のため⁽⁵⁾、無所属議員が、首相指名の決定の鍵を握ることが少なからずあり、たとえば、1982年2月の選挙後に、内閣を成立させる見返りとして、「グレゴリーの取り引き (the Gregory deal)」といわれる、自己の選挙区への利益誘導的諸施策が約束されている⁽⁶⁾。したがって、積極的議院

内閣制では、数合わせのための露骨な権謀術数という短所を有する。ただし、〈単純多数〉による首相の『表決』ならば、直後に不信任されるパロックスが生じないことをアイルランドの経験は教えてくれる。たとえば、1951年の指名投票（賛成72：反対69：棄権5）において、共和党のデ・ヴァレラ（E. de Valera）が棄権票のおかげで選ばれている。しかし、その直前に統一党その他の推す現職の首相コステロ（J. A. Costello）は、同じ賛成票でありながら、否決（賛成72：反対74：棄権0）されている⁽⁷⁾。このとき、もし、『決戦投票』の結果が同数の場合には、「くじ」で決めるという日本のようなルールにより偶然に首相が再選されていたら、一体どうなったかを考えると、当選直後に不信任決議となって、いたずらに内閣危機を増大させることになりかねない。

註

- (1) Dáil Éireann, *Standing Orders related to Public Business*, 1950, pp. 49-51. 憲法15条11項および下院議事規則60条によれば、原則として議事は可否同数の場合に決裁権を持つ議長を除く、「出席議員の表決の過半数(a majority of the votes of the members present)」で決する。
- (2) B. Chubb, *Cabinet Government in Ireland*, 1974, p. 12.
- (3) R. K. Carty “Ireland: From Predominance to Competition”, in: S.B. Wolinetz, *op.cit.*, pp. 225-241. 平均得票率46, 2%を誇る共和党に対抗して、第二党の統一党と第三党の労働党が連合政権を担当できるかどうか、まずは二極化した政党構造の鍵を握る。
- (4) M. J. Laver, “Coalition and Party Policy in Ireland”, in: M.J.Laver / I Budge eds., *Party Policy and Government Coalitions*, 1992, p. 47.
- (5) B. Chubb, *The Government and Politics of Ireland*, 3rd ed., 1992, p. 144. アイルランドでは、近年でも選挙で平均40%の有権者は選挙区の面倒をみる候補者を選び、首相、大臣構成、政党の政策、議員の国策遂行能力を選択基準とするのは、それぞれ、14%, 9%, 15%, 16%にすぎないとの調査がある。
- (6) B. Farrell, “The Context of Three Elections”, in: H.Penniman / B.Farrell eds., *Ireland at the Polls 1981, 1982, and 1987*, 1987, p. 17.

- (7) J. Coakley, “Selecting a Prime Minister : The Irish Experience” , *Parliamentary Affairs*, vol. 37, 1984, pp. 416-417.

5 スウェーデンの容認投票

第五に、国王が「国家元首 (statschef)」とされながら、議院内閣制における伝統的な中立権に伴う調停役を国会議長に託したスウェーデンでは、首相の『信任投票』が必要である点で積極的であるものの、むしろ実質は、消極的な「容認投票型の消極的議院内閣制」といえる。ここでの組閣の要件は、統治法第6章2条により「国会議員の過半数」すなわち〈絶対多数〉が「反対」しないことである。つまり、賛成と棄権と欠席を合わせた数が、反対票よりも多いか、同数であれば、首相が不信任されないで容認される。いわば、組閣も不信任表明も「首尾一貫し、統一的に理解された (konsekvens och enhetlighet avseende)」憲法規定にいたるのである⁽¹⁾。したがって、信任と不信任のパラドックスとは無縁である。しかし、絶対多数が阻止しない選択肢が1978年の極端な場合⁽²⁾、39議席の第五党の単独内閣(賛成39, 反対66, 棄権215, 欠席29)だけというこの組閣要件には、以前から、組閣に取り組まない政党に党略の余地を与えるとの批判もあるが⁽³⁾、積極的議院内閣制諸国における政府の権謀術数を廃し⁽⁴⁾、内閣危機の際の状況の多様性に適応することができる⁽⁵⁾との長所も指摘されている。この国の伝統⁽⁶⁾に根ざした消極的議院内閣制の容認の基準が適度な政権交代⁽⁷⁾と政権の安定をもたらしていることにもっと目を向ける必要があるように思われる。

以上の五類型において、西洋諸国の議院内閣制における首相の指名方式は、整理される。この類型論から、憲法規定をみる限りでは、従来比較されてきたイギリスやフランスよりも、ドイツが、さらには、アイルランド、

スウェーデンといった国の憲法構造が、より日本の参考になる。小国の制度と日本との単純な比較は禁物であろうが、そこに学ぶべきものがあるならば、研究対象の間口を閉ざす理由とはならないように思われる。そこで、つぎに、これらの国々の経験も参考に日本の学説を検討してみると、その特質が5つの類型論により明確となり、「議決」の体系解釈上の得失が浮き彫りとなる。

註

- (1) O. Nyman, *Parlamentariskt regeringssätt*, 1985, p. 60.
- (2) O. Petersson, *Regeringsbildningen* 1978, 1979, p. 135.
- (3) J. Westersth, "Grundlagen och regeringsbildningen" *Svenska Dagbladet* 12 Oct. 1978.
- (4) SOU 1967 : 26, p. 175.
- (5) Prop 1973 : 90, p. 178.
- (6) B. O. Birgersson / J. Westersth, *Den svenska folkstyrelsen*, 1990, p. 120. そもそも「少数派議会政治 (minoritetsparlamentarismen)」がこの国の伝統である。T. Vallinder, "Det demokratiska regeringsproblemet", in : P.- E. Back / A. Gustafsson eds., *Modern Demokrati*, 1980, p. 66. 場合によっては、求心力のある小党党首が法案ごとに左右の党の支持を秤にかける「重心議会政治 (tyngdpunktsparlamentarismen)」が必要となる。
- (7) O. Nyman, *op. cit.*, pp. 38-39. スウェーデンでは、1971年に一院制を採用し、比例代表制を厳格化したことが平均得票率46%を誇る社民党の44年間に及ぶ一党支配制を脱し、政権交代の可能性を高めたといわれている。

三 日本の「議決」をめぐる学説整理

日本国憲法67条によれば、首相は「国会の議決で、これを指名する」とあるので、従来の議論と実務の争点は、この67条の「議決」と56条にいう

「出席議員の過半数」で「議事」を「決」することとの整合性を争うものであった。⁽¹⁾しかし、議事を決することに選挙は含まれるかという従来の議論は、あまり生産的ではなく、本質は議決と組閣と倒閣の要件の関係、すなわち、56条と67条と69条との体系解釈にあるものと思われる。日本では独特の「出席議員の過半数」という56条の厳しい議決要件を69条の倒閣要件に採用することで、実は、議院内閣制の合理化に一步踏み出しているものと考えられる。しかし、56条の議決要件を67条にも適用させたかつての実務を、「憲法の合理的な解釈」⁽²⁾にしたがって緩和させた現行の組閣規定にもまだ難点が伏在している。

まず、イギリスのように、政策においてつまずいたり、選挙で敗北し、「内閣が総辞職した場合、内閣を支えていた政権党から総理大臣を選出しなければならない」といった憲法習律を確立すべきである」と説く吉田説⁽³⁾が現実のものとはなり難く、政権交代の可能性を狭めることになる。このかつての憲政の常道論⁽⁴⁾に通じる見解は、連立を嫌う二大政党制と容認原理というイギリスの憲法構造によるものであり、「投票の過半数」ないしは「決選投票」の「多数」と定める衆議院規則18条および参議院規則20条では、無理な要求である。しかも、一般に、憲法学の通説を代表した清宮、佐藤、宮沢の三者が憲法67条においては三様の解釈をしている点、組閣の法理の理論的解明の難しさを示していることが確認される。

まず、かつての両院規則を支持する清宮説⁽⁵⁾は、相対多数主義の『選挙』とは違う、絶対多数主義の『議決』という用語の文言解釈と、⁽⁶⁾56条との体系解釈から、あくまでも「出席議員の過半数」を指名の議決の要件とする。しかし、この準絶対多数説に基づくかつての二段階の指名手続きでは、実務上、困ったことになった。というのも、1948年の参議院では、一端は「指名される者」が選ばれたものの、白票を投じた者がすべて二度目の『議決』

で反対に回ったために否決されてしまうという二重の信任投票の欠陥が生じたからである。この点、絶対多数に基づくフランス第四共和制の教訓を参考にすれば、信任の高い要件も、政府の安定のために合目的とはいえない。そもそも、議決が成立しない場合にどうするのかといったような、多くの問題を抱えている。

ついで、二段階の指名手続きの不合理的な結果を避けるため、二度目の『議決』を省略するといった、現行の両院規則を支持する**佐藤説**⁽⁷⁾は、『決選投票』を備えた『選挙』による〈相対多数〉の賛成で構わないとする。この**準相対多数説**が今日の通説である。しかし、マッカーサー草案50条および55条に「国会のすべての行為 (all actions of the Diet)」は「出席議員の多数決 (majority vote of those present)」とあった憲法56条および67条の制定史から離れる解釈である⁽⁸⁾。しかも、ドイツの首相の指名方式と比較すると、信任と不信任のパラドックスを内包している問題がある。

この問題を解決する方法は、二通り考えられる。**宮沢説**⁽⁹⁾によれば、白票などは出席議員の数から除き、およそ議決は一般に有効投票の過半数、すなわち〈単純多数〉で決するべきだとされる。この有力な**準単純多数説**は、アイルランドの首相指名方式との類似性がみられる。ただし、これも両者を比較してみると、最終的には二人の候補の決選投票で多い方を選ぶ宮沢説では、まだ信任と不信任のパラドックスは解消されない。他方、一人ずつの候補につき、賛成が反対を上回るかを問題にする、アイルランドの『表決』方式ならば、この二律背反を回避することができる。もともと、議決要件を一般に単純多数にするのは、憲法56条の文言から難しく、69条の倒閣要件の厳格化という新たな議院内閣制の合理化の要素を失うことにもなる。

今一つの方法は、スウェーデンのように「棄権」による「容認」という

投票態度を正面から認めて、信任と同じに扱う『容認投票』という『議決』方式が一考に値する。白票などを信任側にカウントする容認投票とは、やや奇異に感じるかもしれないが、イギリスや現在のフランスと基本的には同じ消極的議院内閣制において、国家元首の裁量の余地をなくした、古くて新しい方法である。実は、信任決議案に関してであるが、白票その他を信任側に計算することを**清水説**⁽¹⁰⁾では、信任、不信任の議案の出し方で結果が異なる不合理を解消するための69条の妥当な解釈としている。これをさらに発展させて67条にも応用し、賛成および棄権と無効が「出席議員の過半数」であるときに、首相の指名が議決されると解釈する**容認投票説**も考えられる。この信任の体系の整合性を高め、日本流の合理化された議院内閣制の道を見いだす必要が、「未決定な議会」状況では、いずれ生ずるかもしれない。

註

- (1) 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈 日本国憲法 下巻』（青林書院，1988年）1048頁以下。
- (2) 田中二郎「首班指名をめぐる法律問題」朝日新聞，1948年10月24日1面。
- (3) 吉田善明『議会・選挙・天皇制の憲法論』（日本評論社，1990年）8頁，36頁。同「政治改革の可能性」ジュリスト1000号（1992年）39頁。
- (4) 宮沢俊義『日本憲政史の研究』（岩波書店，1968年）92頁。同『政治と憲法』（東京大学出版会，1969年）36頁以下（以下宮沢（1969年）と略す）。
- (5) 清宮四郎『憲法〔第三版〕』（有斐閣，1979年）246頁。
- (6) 長谷川喜博「内閣総理大臣の指名手続」ジュリスト156号（1958年）18頁。
- (7) 佐藤功『ポケット注釈 憲法（下）〈新版〉』（有斐閣，1986年）731頁，829頁以下。
- (8) 黒田覚『国会法』（有斐閣，1958年）127頁。小林昭三「『国会の議決による』首相『指名』手続についての試論」早稲田政治経済学雑誌192号（1965年）43頁以下。
- (9) 宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社，1978年）425頁以下，516頁。なお、「人民主権」の立場から、有権者市民に準じて、議員の棄権を反対または現状維持とみなすのは、不合理との見解もある。伊藤良弘「議決と棄権・無効

- 投票」富大経済論集33巻3号（1988年）80頁。
- (10) 清水前掲77頁。有倉遼吉・小林孝輔編『基本法コンメンタール憲法〈第三版〉』（日本評論社，1986年）207頁，清水睦執筆担当。

四 組閣の合理化の展望

以上，二大政党ないしは二大ブロックによる政権の交代が適度に繰り返される上で，内閣を支持または容認する議員を含む「未決定な議会」にあつては，現行の日本の組閣規定は，不十分なものであることが諸外国との比較の中で明らかになることを確認してきた。これまでは，組閣と議決の要件の整合性に目を奪われ，立法の多数派を形成することが組閣の枢要と考えがちであった。しかし，組閣と倒閣の要件の整合性を問題とする新傾向にあつては，政府のメンバーと倒閣に反対する議会多数派から成る「政府の多数派 (executive majority, Regierungsmehrheit)」は，「立法の多数派 (legislative majority, Gesetzgebungsmehrheit)」とは区別される。組閣の『信任』の要件と法案の『議決』の要件との違いから，いわゆる「ねじれ現象」にある二院制の場合はいうまでもなく，一院制にあつても両者の不一致が生じうる。そして，少数派内閣の場合，政府の多数派とは，「政権会派 (Regierungsfraktion)」の他に，入閣しないものの政府綱領を大枠で支持する「支持会派 (Stützfraktion)」や，解散による新たな選挙を嫌うことから倒閣を拒否する「容認会派 (Tolerierungsfraktion)」⁽¹⁾または無所属議員をも含むことになる。また，これまで，少数派内閣というのは，暫定的な例外として，政権の不安定要因というマイナスイメージで語られるのが常であった。しかしながら，必ずしも政権を不安定にするものでは

なく、北欧や英語圏で多くみられる少数派内閣は安定しており、野党の統制権を高める長所などが見直されつつある⁽²⁾。一方、日本では、単独多数派内閣か連立多数派内閣ができなければ、選挙管理のための少数派内閣ができて解散にいたる、といった古い認識が、一般であり⁽³⁾、組閣危機の問題を理論的に検討してこなかった。他方、諸外国では、これを議会の解散ですべて解決できるとは考えず、総選挙後再び無為な解散が繰り返されないための憲法規定や解釈が、一般的であることについては、別の機会に取り上げよう。ここでは、その他の組閣の合理化の展望について三点指摘しておこう。

第一に、両院規則の「得票数が同じ場合は」「くじ」で決するという点である。ドイツでも、明文の規定がないため、公法学者大会の席上、くじが提案された⁽⁴⁾。くじは一方で当選者の尊厳を傷つけ、時代錯誤という評価と、他方で賢明な解決であるとの賛否両論がある⁽⁵⁾。しかし、たとえば連邦議会議長の場合、くじで決めることができるとしても、職の重要性からいって、誰が宰相となるかを偶然に任せることは、承認しがたい⁽⁶⁾。そこで、決まるまで宰相の選挙を繰り返すというのが通説である⁽⁷⁾。一方、アイルランドでは、通常の議決と同じく、議長が決裁権を行使する。1987年の総選挙後、ホーヒー (C. Haughey) への指名投票 (賛成82：反対82：棄権1) の結果、最後に決裁権を握った議長が賛成票を投じることで、可決した⁽⁸⁾。なお、ここでも、現状を維持したり、審議の機会を提供するよう、議長は決裁権を消極的に行使するのがこれまでの原則であった⁽⁹⁾。そこで、第一の原則は、通例通り、前職の首相から指名投票に付され、すでに否決されているので、関係がなく、第二の原則によれば、ホーヒー候補への指名を再検討すべく否決すべきとなる⁽¹⁰⁾。したがって、議長の決裁権の原則は、首相の指名投票の際には適用されず、議長の政治化を伴う問題がある。とはいえ、日本国憲法56条において、「可否同数のときは、議長の決するところ

による」とある。したがって、67条でも、議長が決裁権を行使すると考えるのが、自然である。議長の決裁権は、69条により不信任されない上でも、体系解釈としてすぐれており、くじでは、信任と不信任のパラドックスを招きかねない。日本の通説が67条の議決をくじを伴う決選投票付きの選挙としていることは、選挙の代表原理と異なる議院内閣制における信任原理への理解の不足があるように思われる。

第二に、通常の「議決」が討論の後に行われるのと違って、首相の指名投票は、日本のこれまでの実務においても討論を不要としている。この点、ドイツでは、「討論を経ずに」という明文をもっていながら、この基本法63条の文言の背後に、将来の宰相の実質的な決定が、議場の外の会派の密室でなされることを読みとり、政党または会派を組閣の憲法規定に編入させなかったことと、「討論による民主主義」の不備を批判する見解がある⁽¹¹⁾。討論は合理的な決定に至る基礎であり、公開の原理からして、民主主義に適切な決定の透明性に仕えるものである。そこで、大統領が提案する一度めの選挙のときには、大統領の権威を守るべく討論を禁ずるが、二度めからの選挙では、宰相候補は批判にさらされるべく討論を認めるとするのが有力な見解である⁽¹²⁾。さらに、1980年の連邦議会議事規則4条2項の改正により、少なくとも4分の1の議員を含む「会派」に宰相提案権が認められることになった。そして、「政党」を憲法の組閣規定に積極的に編入したのは、スウェーデンである。ここでは、議長が各党の代表と会うことを憲法上義務づけている。しかも、相対多数のブロックのうちの大きな政党から順に会談する「ブロック原理 (blockprincip)」と呼ばれる慣行がある⁽¹³⁾。さらに、首相の人物だけでなく、どの政党が入閣するかについても、信任投票の際に提案され、投票に先だって、首相候補者に対する野党代表の演説時間を割り当てており、1978年には、政府綱領を支持しないも

の、「暫定政権を妨げまい」⁽¹⁴⁾とする動機からなる多数の棄権により、首相が容認されていることが議場から国民に知らされている。

第三に、組閣の決定過程における「議長」の役割が重要である。議長の決裁権の他に、アイルランドのように「表決」によるならば、指名投票の順番において議長の議事整理権が必要となる。また、スウェーデンでは、議長が他の国々の国家元首のように、組閣の調停権を公式に任されている。そのうえ、議長が組閣交渉についての報告書を提出することで、情報公開により、国民に見える政治のための工夫がなされている。そして、イギリスでも、スウェーデンをモデルに下院議長の監督下の議員の投票に委ねる方式が提案されている⁽¹⁵⁾。本稿の検討してきた「未決定な議会」状況にあつては、困難な組閣交渉においてイニシアチヴを発揮する人物が必要となる。とはいえ、日本国憲法の構造から、とりわけ国政行為を禁じた4条により、天皇に調停権を委ねることはできない。そこで、日本の両院規則を見直すと、「議院は、投票によらないで、動議その他の方法により」指名することができる⁽¹⁶⁾とあり、「その他の方法」とは、「議長の発議など」と説明されている⁽¹⁶⁾。したがって、両院議長、とりわけ首相指名における衆議院の優越からして、衆議院議長が中心となり、ちょうどスウェーデンの国会議長が3人の副議長と協議するように衆参の正副議長と協力して組閣交渉にあたることが考えられる。その際、1948年の「未決定な議会」における松岡衆議院議長のように斡旋が失敗しないためにも⁽¹⁷⁾、議長に公式のキングメーカーとしての権限を持たせることの是非を問う議論が望まれる。

これまで、重要な問題でありながら、組閣の憲法理論の進展は、わが国ではみられなかった。憲法67条に内閣総理大臣の指名の『議決』とあるからには、議長の決裁権、議事整理権および調停権、さらには討論による民主主義の見直しにより、選出過程の透明性を高めるべく、現行憲法および

議院規則の枠内でも、多くの方策が残されているものと思われる。さらに、おそらくは、選挙制度改革後の問題として信任の体系を考慮した組閣の憲法理論の確立がまずもって、政権の交代と安定にとって、必要となることが諸外国の経験に徴して、予想されることを最後に確認しておこう。

註

- (1) W. Steffani, "Regierungsmehrheit und Opposition" in : W. Steffani ed., *Regierungsmehrheit und Opposition in den Staaten der EG*, 1991, pp. 28-29, 110. ドイツでは、1969年から1982年の間、政府の多数派は、連邦議会の多数派であっても、連邦参議院の多数派ではなかった。
- (2) K. Strom, *Minority Government and Majority Rule*, 1990, pp. 5, 62-63, 238.
- (3) 宮沢 (1969年) 38頁以下。
- (4) W. Jellinek, *VVDStRL* 8 (1950), p. 9
- (5) T. Puhl, *Die Minderheitsregierung nach dem Grundgesetz*, 1986, p. 43.
- (6) H. Trossmann, *op. cit.*, 1977, p. 27.
- (7) R. Herzog (1983) Art. 63, Rdnr. 45.; H. v. Mangoldt/F. Klein, *Das Bonner Grundgesetz* 2nd ed., 1964, p. 1235.
- (8) M. Laver / N. Schofield, *Multiparty Government*, 1990, p. 4
- (9) L. Campion / D. W. S. Lidderdale, *European Parliamentary Procedure*, 1953, p. 134.
- (10) D. G. Morgan, *Constitutional Law of Ireland*, 2nd ed., 1990, p. 268.
- (11) C. Bartelt, *Regierungsbildung nach dem Grundgesetz*, 1960, pp. 43-54.
- (12) H. P. Schneider, in : R. Wassermann ed., *Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland*, 1984, vol. 2, p. 558.
- (13) F. Sterzel, *op. cit.*, pp. 97-98.
- (14) E. Holmberg / N. Stjernquist, *Grundlagarna*, 1980, p. 206.; O. Petersson, *op. cit.*, p. 139.
- (15) G. Marshall, *Constitutional Conventions*, 1984, p. 33.; C. Turpin, *British Government and the Constitution*, 2nd ed., 1990, p. 150.
- (16) 寺光忠『国会の運営』(刑務協会, 1947年) 30頁。
- (17) 信夫清三郎『戦後日本政治史 7』(勁草書房, 1967年) 733頁。このときは、憲政の常道論をたてに自由党総裁がテーブルに着かず、失敗している。